

核兵器不拡散条約の延長についての意見

核拡散問題研究会

序文

—— 核拡散問題研究会の経緯 ——

伏見 康治

われわれは、原子核物理学や原子力開発に関連する仕事に携わってきたものが主でありませんが、平素から世界の核兵器事情がどうなるか重大な関心を以て注目してきました。1995年春に、現行の核兵器不拡散条約の再検討と期間延長に関する国際会議が予定されていますが、核保有国はこの不平等条約を無期限に延長しようと意図していますし、一方、非同盟諸国などは核保有国の核廃絶への努力が足りないと言っています。この会議は核兵器を巡る戦争と平和の論争の場として、大きな転換点となる可能性があり、核問題に重大な関心を持つわれわれとしては、積極的にその転換を実現するよう働くことが必要と考えました。日本政府の対応は残念ながら従来から推して、対米追従以外の行動は期待できません。われわれは物理屋として、原子力屋として、ヒロシマ・ナガサキ・ビキニの被爆体験を基として、仁科芳雄・湯川秀樹・朝永振一郎らの諸先輩の伝統を引き継いで、何らかの働きをすべきだと考えました。

そこでわれわれはまず、関連する政治情勢の把握、色々な国際会議などにおける論説主張などの検討、バグウオッシュ会議など内外の平和勢力の意見を集約しようと考え、1993年6月に相談のうえ、この問題の勉強会を継続して行うことにいたしました。第1回の会合は同年7月7日、伏見康治の主宰するリンクス リセウムの事務所の隣室を借りて行われました。以後、月1、2回程度で会合を重ね、1995年1月には第31回の会合を行い、報告書の輪郭ができ上がりました。この間、前半は様々な文献の調査、後半は項目毎の共通意見のとりまとめに費やされ、毎回ホットな議論が行われました。このようにしてできあがったのが、ここにお眼にかける報告書です。

核保有国ないし潜在核保有国が、核兵器を防衛上必須の兵器とみなしている現状では、その全面的禁止廃絶は容易なことでは実現できません。核実験の禁止、核兵器第一使用を行わない誓約、核兵器とその資材の生産禁止、核兵器配備の禁止、特殊核物質資源の国際管理など、様々な段階を経て、“究極の核廃絶”に向かうという重層的対応が必要です。そのためには精神的な核廃絶運動の他に、緻密な具体的措置の積み重ねが必要ですが、われわれのこの研究資料がその措置のお役に少しでも立てば、本望これに過ぐるものではありません。

要約

1995年に開かれる核兵器不拡散条約（NPT）延長会議を前にして、私たちは核物理、原子力、国際問題等を研究してきた立場から、一年以上にわたってこの問題を検討してきた。その結果私たちは、NPTの無期限延長を認めるべきではないと考える。その要点を述べたい。

1) 核兵器についての基本的態度

a) 現在、国連安保理事会常任理事国はすべて核兵器国であり、核兵器を違法と明記する国際法は存在しない。しかし度重なる国連総会決議など、核兵器を違法とする国際的な意見は多数存在する。広島・長崎を体験した日本の市民として、またこの問題に強い関心を持つ科学者として、核兵器は非人道的な無差別大量殺戮の兵器であり、人類の人間性尊重の歴史的な努力の結果である国際法の精神に明白に違反すると認めざるを得ない。

b) 従って私たちは、核兵器自体の存在、あるいは核兵器の使用および脅迫を前提としている核戦略や核抑止力といった考え方を認めることはできない。

c) 核兵器国はこれまでに約13万発の核弾頭を生産したが、その98%が米・ソのものであった。このような核兵器の保有は、各国の安全保障を損なうばかりか、地球と人類の生存を危うくする恐れがある。

d) NPTが核兵器国の存在を認めている現状は、一部の非核兵器国の核保有の誘因となり、核兵器拡散防止の目的を逆に阻害している。NPTを核兵器全面禁止条約に置き換えることを目標とすべきである。ソ連解体後の世界情勢を核状況にも反映させる必要がある。

e) 現在二つの水平核拡散のリスクがある。一つは核兵器国が頑なに核軍縮を拒否してきたため、d) 項の理由もあって、潜在核兵器国は十指に余っている。他の一つはソ連解体後の兵器用核物質の国外流出である。核大国は自らの行為の結

果に共同対処する責任を放棄し自国本位の対応に終始している。非核兵器国は、核兵器国の特権の放棄と当事国の責任ある共同措置を求めるべきである。また英・仏・中の3国は依然核兵器開発を進め、米国も新型核兵器の開発を意図している。こうした垂直核拡散の強行は許されない。

2) 具体的な対応策

核兵器をめぐる問題には、研究開発、核実験、生産、配備、使用、管理と貯蔵、解体、核物質処分など多くの側面があり、各部門ごとに特有の対応策を必要とする。「核のない世界」を目指すためには、こうした多岐にわたる分野のそれぞれに対応し、しかも総体として核兵器全面禁止の目的に適した対策を求めて、世界の大半の諸国が合意できる国際交渉を、粘り強く続ける必要がある。以下はその具体的な対応策である。

a) NPTの改正は第8条の規定から現状では事実上困難である。期限延長については、1) に述べた理由から、非核兵器国の協力で無期限延長を否決することが望ましい。期限としては、これまでの再検討会議の経緯から一期5年あるいは二期10年を差し当たり選択し、この間に以下の各項目について期限を限って交渉し、合意に努めるべきである。

b) 現在、国連軍縮委員会（CD）で審議中の包括的核実験禁止条約（CTBT）については、核兵器国の特権を否認する立場で、早期の合意と調印を求める。

c) 中立・非同盟諸国がCDで提案している「非核兵器国に対する核による脅迫あるいは使用の禁止」の合意を核兵器国に強く求める。核兵器国相互間についてもその先制使用の禁止を求める。

d) 緊急課題として、核兵器国にその軍事余剰核物質の国際査察・管理機構の早期の確立を求める。またすべての核物質の国連への登録制度を設定し、国際統計を確立する。

e) 核兵器国および事実上の核兵器国に対して、水爆用の核融合物質を含め、軍事用核物質の生産禁止を求める。

f) 第二次戦略核兵器削減条約 (S T A R T - II) の批准を急ぐと共に、すべての核兵器国による一層の核軍備削減交渉の場をつくることを求める。

g) 非核兵器国の自発性による非核地帯設定の交渉を進める。核兵器国はこれに無条件で合意すべきである。また核兵器国は核兵器を公海と他国の領土から撤収すべきである。

h) 上記の諸交渉を強力に推進しながら、N P T を核兵器全面禁止条約に変える交渉を始め、その実施体制の整備を目指す。

1995年3月

梅林 宏道 大塚益比古 小川 岩雄 小沼 通二 菅沼 純一
立花 昭 服部 学 伏見 康治 藤島 宇内 山田 英二
(核拡散問題研究会)

解説

前記の結論に到達した検討の経過と内容は次のようなものである。まず担当者が原案を提起し、これを全員で討議した。そして多数の合意が得られた意見を、改めて担当者がまとめたのが以下の各項目である。解説の各項目および結びの最後に記されているのは、まとめ役としての担当者の名前である。

第1部

I 核兵器不拡散条約 (Treaty on the non-proliferation of nuclear weapons, 略称N P T) とは

- i) 条約発足の経緯
- ii) 条約の内容
- iii) 延長会議

II N P T の問題点

- i) 条約の不平等性
- ii) 条約をめぐる論争の推移

III N P T と国際原子力機関 (I A E A)

IV I A E A の限界と米朝合意

V N P T と包括的核実験禁止条約 (C T B T)

第2部

VI 核兵器は国際法の精神に違反する

VII 核兵器の現状

- i) 概要
- ii) 各国の現在の推定核兵器保有量とその削減状況

VIII 核抑止論の誤り

IX 非核地帯

X 国防拡散対抗構想 (Defense Counterproliferation Initiative)

第3部

XI 余剰核物質

XII N P T と原子力平和利用

XIII 日本政府のN P T に対する態度

集団である。われわれは同条約の無期限延長には強く反対すべきであると考え
ばかりでなく、わが国に過去50年にわたって培われてきた反核の精神がその真価
を問われる時であると認識している。そのため、われわれはここに自らの主張を
世に訴えるとともに、自分たちの勉強した結果をとりまとめて世に提供すること
によって、核兵器全面禁止を目指す人々のお役に少しでも立つことができればと
考えた。

付言すると、われわれの研究会には、わが国の原子力平和利用に係わる人も加
わっている。その人たちが参加した主な動機は、世界の原子力軍事利用の現状の
もとでは、平和利用の健全な発展は難しいことを痛感しつつあるからである。わ
が国の原子力平和利用の分野で働く人たちの間に広く軍事利用批判の意識が高ま
ることを期待してやまない。

執筆者紹介

- | | |
|-------|---|
| 梅林 宏道 | 太平洋軍備撤廃運動国際コーディネーター |
| 大塚益比古 | リンクス リセウム会員（元電源開発(株) 原子力部長） |
| 小川 岩雄 | 立教大学名誉教授 |
| 小沼 通二 | 慶応大学教授 |
| 菅沼 純一 | リンクス リセウム事務局長 |
| 立花 昭 | リンクス リセウム会員（元日本原子力発電(株)） |
| 服部 学 | 立教大学名誉教授 |
| 伏見 康治 | 大阪大学名誉教授、名古屋大学名誉教授、
元日本学術会議会長、元参議院議員 |
| 藤島 宇内 | 評論家 |
| 山田 英二 | 金沢大学名誉教授 |

（核拡散問題研究会）

1995年3月 発行

編集人 核拡散問題研究会

発行所 〒105 東京都港区新橋 1-18-2

明宏ビル別館2階 リンクス リセウム気付

電話 東京 (03) 3503-5844

FAX 東京 (03) 3503-5843

定 価 410 円 (送料) 190 円

郵便振替 東京 6-174475 リンクス リセウム
